

資料編

1. 上位計画

（1）第五次三股町総合計画 後期基本計画（平成28年3月）

まちづくり の基本目標	【まちの将来像】 本町は、霧島山系を眺望する都城盆地の南東に位置し、鰐塚山系の緑豊かな山々と鰐塚山に源を発する多くの清流など、豊かな自然に囲まれ、四季折々の花が咲く美しいまちです。 また、温暖な気候と豊かな水、肥沃な土壌からは、高品質な農畜産物が生産され、畜産を主体とした農業のまちとしての地位を築いているほか、都城市への隣接性など、良好な利便性を持った住みよいまちとして発展を遂げてきました。 こうした中で、近年の厳しい経済情勢や少子高齢化の進行等は、本町においても厳しい対応を余儀なくされていますが、本町は地方分権という中で自主自立の道を選択し、種々の改革に取り組んでいます。 自立への道は、決して平坦な道ではなく、町民と行政が一体となって持続的な発展を可能とするまちづくりを進めていかなければなりません。 そこで、まちづくりの基本理念にも基づきながら、本町の将来の姿を次のように展望します。 自立と協働で創る 元気なまち三股 ～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～ 本町は、時代の大波の中にあって、いにしえから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、本町の持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれ、自立したまちを目指します。 また、田園や里山が醸し出すのどかさや都市的な利便性を合わせ持った環境のもとで、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、健康で心豊かにいきいきと働き、誰もが幸せを実感でき、住んで良かったと誇れるまちを築き上げていきます。
----------------	--

まちづくり の基本目標	【基本理念】 自主自立のまちづくり：活気あふれる産業の振興や行政改革の推進、健全財政の維持・確立に努めます。 参画・協働のまちづくり：町民の行政への参画を進め、町民との協働によるまちづくりを推進します。 快適環境のまちづくり：暮らしやすさを実感できる快適な生活環境づくりを推進します。 安心・安全のまちづくり：町民の生命と財産を守り、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
まちづくり の基本方針	<u>基本方針 1 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり</u> 本町の自然を未来に引き継ぐため、環境基本条例の制定による自然環境の保全や、町民総参加のごみの減量化運動などを展開し、環境への負荷が少なく、自然と調和したまちづくりを推進します。 良質な住宅地の確保や快適な居住環境整備、災害対策の強化など、住みよい魅力ある定住環境づくりを推進するとともに、三股駅周辺の交流機能の拡大など、それぞれの地域特性に応じた均衡ある発展を図ります。 <u>基本方針 2 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり</u> 小・中一貫教育の推進など、文教のまちにふさわしい学校教育の充実や教育環境の整備を推進するとともに、生涯学習、生涯スポーツの充実に努めます。 郷土に伝わる歴史的遺構の保全と伝統文化を継承するとともに、伝統・文化を通して郷土に愛着と誇りをもつ児童の育成や心豊かな人を育むまちづくりを推進します。 <u>基本方針 3 やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり</u> 全ての町民が生涯を通して健康で幸せな生活を送ることができるよう、きめ細やかな保健・医療・福祉施策を推進します。 子育て支援や、高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域内の支え合いを基軸とした、心の通いあう福祉のまちづくりを目指します。 <u>基本方針 4 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり</u> 基幹産業である農畜産業の振興を図るとともに、食を中心とした一次、二次、三次産業の連携強化と一体的な振興に努めます。 地場産業の育成をはじめとした雇用の場の確保や就業機会の拡充、消費者購買力の町外流出抑制など、地域産業の活力増強を目指します。

まちづくり の基本方針	<u>基本方針 5 人々の英知で支える自主自立のまちづくり</u> まちづくり基本条例の制定など、町民のまちづくりへの積極的な参加を促進し、町民の英知と創意工夫による活力あるまちづくりを進めます。 町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携等に取り組み、自主自立のまちづくりを推進します。
------------------------	--

（２）第四次国土利用計画（三股町計画）（平成 23 年 3 月）

町土地利用の 基本方針	1 個性となる町の風土を継承 町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、町の個性です。 これらの個性は、本町に住む人たちが暮らしを積み重ねながら、長年にわたって蓄積した地域の歴史、文化、産業によって培われた風土です。 こうした本町の個性を再認識するとともに、時代にふさわしいものとして捉えなおし、町を構成する個性が一体となった風土を継承し、歴史、文化、産業の相乗的な魅力を発揮できるまちづくりを進めます。 2 少子高齢社会に向けた土地利用 少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来、一層の地方分権の発展など、本町を取り巻く環境が大きく変化しようとする中、これらの環境変化に対応した環境を整備しつつ、自立したまちづくりを進めます。 3 自然と人が共生する持続的なまちづくり 本町が誇る豊かな自然環境や景観を、今後とも維持・保全に努めるとともに、秩序ある土地利用を図りながら、人と自然、自然と人が共生する持続的なまちづくりが必要です。 4 周辺市町との連携による生活の質の向上 一方、隣接する都城市などとの連携により、高次の都市サービス機能を生かし、クオリティオブライフを実践する充実したまちづくりを進めます。 5 安心・安全に向けた土地利用 近年多発している大規模な地震の発生など自然災害に対する町民の不安等を排除し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりニーズが高まっています。 また、中山間地等の人口減少に伴う森林の管理機能の低下は、水源かん養や保全機能の低下、土砂流出の可能性などを招くため、治山・治水の充実も必要です。 こうした状況を前提に、農地や森林等が持つ水土保持機能の向上を図るとともに、防災意識の向上や地域防災力の向上に努めていきます。
------------------------	---

利用区分別 の町土地利用 の基本方向	1 農用地 本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食料供給の基盤であり、多面的な公益的機能をもたらす極めて重要な財産です。 今後とも、耕作放棄地対策に努めるとともに、高度な土地利用及び農地の面的集積、優良農用地の確保等に努め、農業を推進していきます。 2 森林 森林は、山地災害防止、水源かん養、大気浄化、保健休養等の多面的機能を有しています。 このため、計画的な伐採や造林など適切な森林整備を進め、町土保全など、公益的機能を高めるために、多様な森林の造成を推進します。 また、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの区分に応じた施業より、望ましい森林の形成に努めます。 3 水面・河川・水路 水面・河川・水路の整備は、用地の確保、水資源環境の保全に配慮した整備に努めます。 また、水質浄化、生物の多様な生息域として水辺の環境維持保全に努めます。 さらに、河川氾濫等の自然災害防止のための適切な維持管理に努めます。 4 道路 道路は、地域住民にとって、最も基本的な生活基盤であることから、生活関連道路の整備を始め、広域道路網の整備とあわせた道路のネットワーク形成を進めます。 快適で潤いある道路空間の創造に向け、沿道景観の整備に留意するとともに、安全性と利便性の向上だけではなく、低炭素化社会を踏まえた道路整備を念頭に、周辺環境のあり方にも配慮した土地利用を検討していきます。 農道・林道については、効率的な輸送体系の確立のため、山林や農地の状況に応じた整備を進めるとともに、自然環境の保全に留意しながら必要な用地の確保に努めます。
--------------------------	---

利用区分別 の町土地利用 の基本方向	5 宅地 住宅地は、人口及び世帯数の動向に応じ、長期的な視野に立ち必要な用地の確保を図ります。 商工業、その他の業務用地は、高齢社会に適した生活関連機能の配置等を考慮し、適正な土地利用を推進していきます。 その他の宅地(事務所・店舗等の宅地)は、土地の高度利用化や低未利用地の有効活用に努めます。
-----------------------------------	--

（３）都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 11 月時点改定手続き中）

（北諸県圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市づくり の基本方向	①南九州の要所になるとともに、圏域内の各都市が連携する県南の広域都市圏の形成 ②自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成 ③自然・田園環境の保全と一体となった水環境の保全及び地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成																												
地域毎の市 街地像	1. 「人のまとまり」を形成する核となる市街地 今後の人口減少・高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市を維持するためには、商業・医療・福祉等の都市機能を維持できる一定の人口密度を有する「人のまとまり」を形成することが必要です。このため、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流等の都市機能を集約した、人が集う場所となる「人のまとまり」の核となる市街地の形成を目指します。 なお、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、都市基盤が整備されている地区または整備が確実な地区で、都市の既存ストックや低・未利用地の有効活用により形成することを原則とし、それぞれの市街地は、相互に機能を連携・補完します。 また、これらの市街地やその周辺は、環境・景観保全や防災面から、既存の良好な緑地などを、都市内の身近な緑として保全・活用することを目指します。 (1) 圏域の中心となる市街地 <table><tr><td>都市計画区域</td><td>市町名</td><td>対象地区</td></tr><tr><td>都城広域</td><td>都城市</td><td>都城駅周辺小松原地区から西都城駅周辺の姫城地区</td></tr></table> (2) 地域生活の中心となる市街地 <table><tr><td>都市計画区域</td><td>市町名</td><td>対象地区</td></tr><tr><td rowspan="2">都城広域</td><td>都城市</td><td>山之口駅周辺、谷頭駅周辺、高城総合支所周辺</td></tr><tr><td>三股町</td><td>三股駅周辺</td></tr><tr><td>高崎</td><td>都城市</td><td>都城市高崎総合支所周辺</td></tr></table> 2. 産業や観光の拠点となる市街地等 (1) 工業拠点 <table><tr><td>都市計画区域</td><td>市町名</td><td>対象地区</td></tr><tr><td rowspan="2">都城広域</td><td>都城市</td><td>沖水地区、高木地区、早鈴地区、志比田地区、高城町大井手地区、高城町穂満坊地区、山之口町下平</td></tr><tr><td>三股町</td><td>蓼池地区</td></tr><tr><td>高崎</td><td>都城市</td><td>高崎町大牟田地区</td></tr></table>	都市計画区域	市町名	対象地区	都城広域	都城市	都城駅周辺小松原地区から西都城駅周辺の姫城地区	都市計画区域	市町名	対象地区	都城広域	都城市	山之口駅周辺、谷頭駅周辺、高城総合支所周辺	三股町	三股駅周辺	高崎	都城市	都城市高崎総合支所周辺	都市計画区域	市町名	対象地区	都城広域	都城市	沖水地区、高木地区、早鈴地区、志比田地区、高城町大井手地区、高城町穂満坊地区、山之口町下平	三股町	蓼池地区	高崎	都城市	高崎町大牟田地区
都市計画区域	市町名	対象地区																											
都城広域	都城市	都城駅周辺小松原地区から西都城駅周辺の姫城地区																											
都市計画区域	市町名	対象地区																											
都城広域	都城市	山之口駅周辺、谷頭駅周辺、高城総合支所周辺																											
	三股町	三股駅周辺																											
高崎	都城市	都城市高崎総合支所周辺																											
都市計画区域	市町名	対象地区																											
都城広域	都城市	沖水地区、高木地区、早鈴地区、志比田地区、高城町大井手地区、高城町穂満坊地区、山之口町下平																											
	三股町	蓼池地区																											
高崎	都城市	高崎町大牟田地区																											

地域毎の市街地像	(2) 観光拠点											
	【観光拠点】											
	<table><tr><td>都市計画区域</td><td>市町名</td><td>対象地区</td></tr><tr><td rowspan="2">都城広域</td><td>都城市</td><td>母智丘関之尾公園、早水公園、観音池公園、山之口あじさい公園、金御岳公園、各道の駅</td></tr><tr><td>三股町</td><td>上米公園</td></tr><tr><td>高崎</td><td>都城市</td><td>高崎総合公園</td></tr></table>	都市計画区域	市町名	対象地区	都城広域	都城市	母智丘関之尾公園、早水公園、観音池公園、山之口あじさい公園、金御岳公園、各道の駅	三股町	上米公園	高崎	都城市	高崎総合公園
	都市計画区域	市町名	対象地区									
	都城広域	都城市	母智丘関之尾公園、早水公園、観音池公園、山之口あじさい公園、金御岳公園、各道の駅									
		三股町	上米公園									
	高崎	都城市	高崎総合公園									
	3. 既存集落											
	用途地域外は、守るべき自然環境を明確にし、無秩序な市街化を抑制します。											
	将来にわたり残していくことが必要な既存集落を維持するためには、「人のまとまり」の形成に必要な商業・医療・福祉等の都市機能の確保や周辺の市街地との機能の連携・補完を図る必要があります。											
また、歴史や自然等の地域資源を生かしながら、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場としての活用を目指します。												
4. 連携軸												
○ 県北・県央の広域都市圏との連携や、県外・国外との交流を強化する広域・地域連携軸の形成や機能維持を目指します。												
○ 広域連携軸は、都城市と県内外及び国外の都市を結び、九州全体の中での広域的な交流・連携を担います。												
○ 地域連携軸は、圏域内及び圏域間において、それぞれの中核的・中心的な市街地を相互に結ぶとともに、広域連携軸を補完し、相互の都市機能分担と連携を担います。												
○ 上記の連携軸に加え、圏域内の都市が機能を連携・補完するために、生活拠点相互や地域生活の中心となる市街地、既存集落などをつなぐ都市連携軸等の形成や機能維持を目指します。												
○ また、都市計画区域外等にある町村の中心部や既存集落等とも、上記連携軸とのネットワーク化を促進するなど連携強化を目指します。												
主要な都市計画の決定方針	①土地利用に関する主要な都市計画の決定方針											
	[商業業務地]											
	○ 都城市の中心市街地には、近隣市町村を含めた購買需要をまかなう広域商業業務地を配置します。本地域は、土地の高度利用と都市基盤整備を一体的に促進するとともに、人々の日常生活、地域文化、コミュニティの中心となるように、居住、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流施設など多様な機能の集積を促進し、求心力のある広域商業業務地の形成に努											

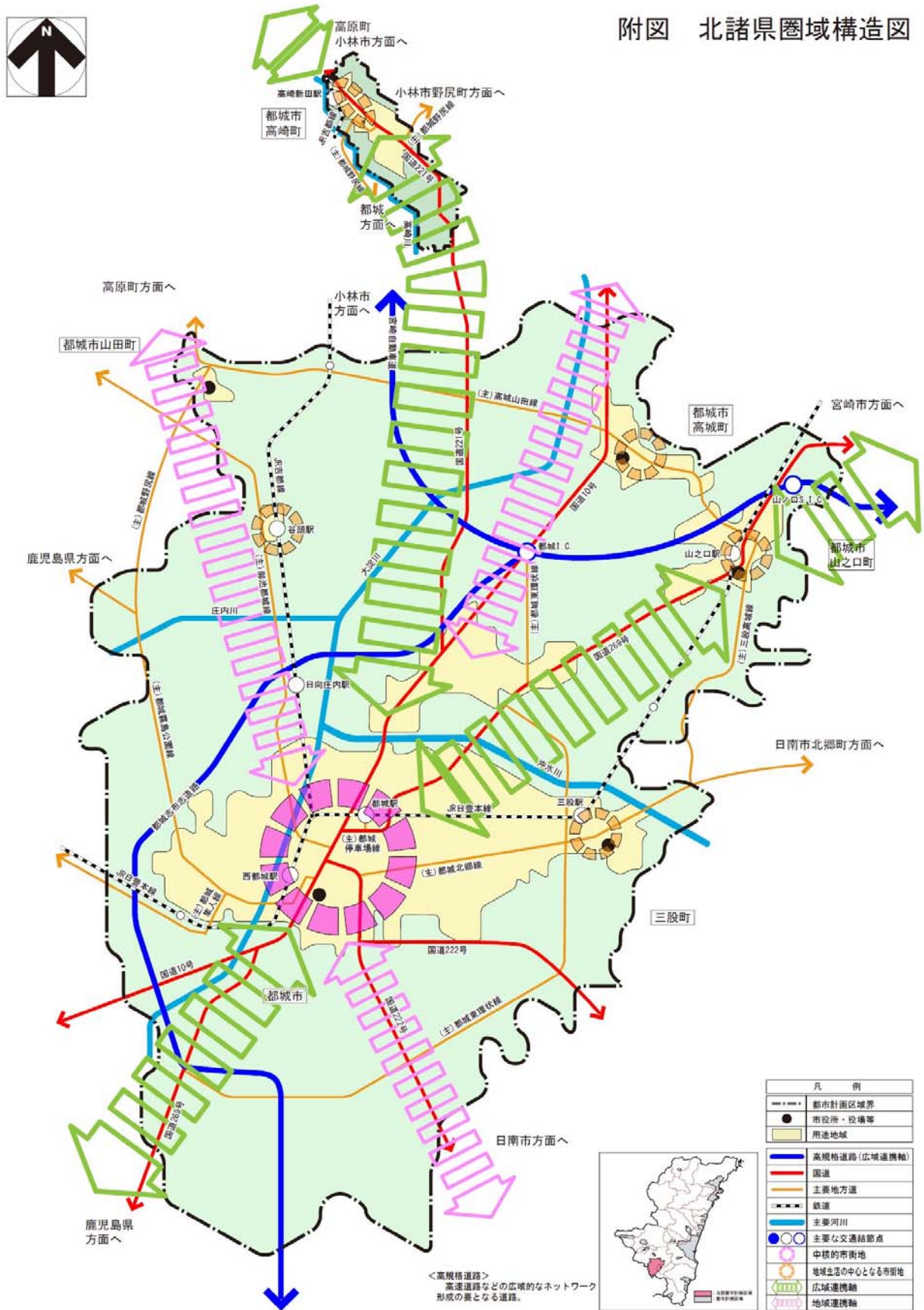
主要な都市計画の決定方針	めます。 ○ 地域生活の中心となる市街地は、主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう生活拠点として商業業務施設を配置し、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を生かした特色ある商業業務地の形成に努めます。 ○ 主要な幹線道路沿道及び鉄道駅周辺の市街地のうち、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置します。本地域は、周辺の住宅地等に配慮しつつ、交通便利性を生かして、商業、業務、居住機能を集約するとともに、居住環境を改善し、安全・安心・快適な居住空間を維持・創出することが必要です。 [工業地・流通業務地] （工業地） ○ 公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努めます。 ○ 工業系用途地域内には、住宅が存在する地区もあり、工業地として公害防止など環境整備に十分留意し、低・未利用地の有効活用を促進を図る必要があります。 （流通業務地） ○ 様々な輸送交通体系の有機的な連携や都市計画道路等の配置を踏まえ、流通業務機能の強化に努めます。 以上の工業地・流通業務地については、インターチェンジ周辺など、総合的な都市づくりの観点から産業集積の適地として判断される場合は、周辺環境に十分に留意しつつ、計画的にその配置について検討を行います。その際、用途地域毎に環境基準が定められていることを踏まえ、公害防止や環境保全の観点から用途地域の指定の検討を行います。 [住宅地] 既に計画的な住宅地が形成されている地区は、低層・中層等の地区の特性に応じた良好な住環境を維持する必要があります。 ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針 [交通施設] 交通施設は、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道、空港、港湾が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を推進します。
---------------------	--

主要な都市計画の決定方針	地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町が一体となって取り組む「地域公共交通網形成計画」の策定等を促進します。 併せて、車から公共交通や徒歩への転換など、都市交通の効率的・効果的な機能分担を進めるため、モビリティ・マネジメント（MM）等の取組を推進します。 また、予防・保全型の維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行い、交通施設の長寿命化を図ります。 [下水道] 健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性などに配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を促進するとともに、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努めます。 [河川] 地域住民が安全で安心して暮らせるよう河川整備を図るとともに、自然豊かな水辺環境が保全できるよう治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開します。 [公園・緑地等] 公園、緑地等は、人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、災害の防止などの様々な機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となるなど重要な役割を果たしていることから、今後も地域住民との協働を図りながら、計画的な整備・保全に努めます。 また、整備、保全にあたっては、都市計画区域を取り囲む優れた国定公園などや都市計画区域内外の自然環境とのつながりを考慮するものとします。 なお、「スポーツランドみやざき」を推進している本県にあっては、その中心となる運動公園などについて、より一層の機能充実を図ります。 [その他都市施設] （供給施設） 水道・電気などについては、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう耐震性や安全性の向上に努めます。
---------------------	---

主要な都市計画の決定方針	(処理施設) 「宮崎県環境計画(改定計画)」(平成28年3月策定)に基づき、産業廃棄物の中間処理施設については適切な施設整備を促進します。また、その配置は周辺への環境保全に配慮した計画へと誘導するとともに、関係市町や関係機関と調整を図ります。
自然環境の整備又は保全に関する方針	③自然環境の整備又は保全に関する方針 [市街地内のうるおいのある美しい自然的環境の保全・整備] ○ 市街地内に残る社寺林などの貴重な緑地については、身近な緑として保全・活用するとともに、都市環境保全や防災機能にも配慮した総合的なまちづくりの観点から、風致地区や緑地保全地域等の指定を検討するなど、地域の実情に応じた、良好な自然環境の保全・活用を促進します。 ○ 水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川・水路などを活用した水辺空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、水と緑の連携軸や自然環境ネットワークの形成を推進します。 ○ 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、自然環境の特性に配慮した保全・整備に努めます。 ○ 住民と行政などが連携を図りながら、河川、公園、道路、学校などの公共空間や工場、事業所、家庭などの民有空間における緑化を行うなど、良好な自然景観の創出を促進します。 その際、地区計画や緑地協定などの活用も考えられます。 [市街地郊外部における美しい自然的環境の保全・整備] ○ 市街地郊外部に広がる河川、田園、丘陵地、山地などは、生態系の保全や都市の環境負荷の低減などを担う広域的な環境保全ネットワークとして保全・活用し、市街地内の自然環境ネットワークと連携させることにより、自然と都市との結びつきの強化を図ります。 ○ 自然環境や自然景観を、自然や生きものとのふれあいを通した環境学習や、レクリエーションの場として、また、これらを活用した観光資源として、保全・創出するとともに、これらを相互につなぐ道路や遊歩道、河川、水路沿いの緑化を推進し、広域的な環境保全ネットワークの形成を促進します。 ○ 霧島錦江湾国立公園に関する取組等と連携して、宮崎を代表する広域的なレクリエーション系統の緑地整備を進めることが望まれます。 ○ 河川の上下流域の地域連携による水源かん養林の保全や、山村地域の活性化など、水と緑の連携軸を中心とした、自然環境の保全及び適正な活用に向けた取組を推進します。

防災都市づくりに関する方針	④防災都市づくりに関する方針 本県は、南海トラフ地震に伴う地震・津波被害や大型台風、局地的な豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害など、様々な災害リスクが想定される中、県民の生命や財産を守るため、危機事象からの復興も見据え、自助・共助・公助が連携した危機事象に強い環境づくりを目指すこととしています。 このため、都市においては、災害に強い都市づくり・まちづくりを県民と力を合わせて推進するとともに、災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的かつ計画的な対策を進めます。 [地震災害] 地震災害に強いまちづくりを目指し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、県民の防災力を高めるとともに、建築物の耐震化を強力に進めながら、道路等の骨格的な都市基盤の整備を推進します。 [豪雨・土砂災害] 気象変動の影響により、大規模な浸水被害、土砂災害の発生頻度が高まること懸念されるため、国、県、市町が連携し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進します。 [火山災害] 地域住民及び観光客等の安全を確保するため、火山の危険性に係る地域住民及び観光客等の正しい認識を進めるとともに、迅速かつ円滑な避難活動、防災活動により被害の最小化を図る火山災害に強い地域づくりを進めます。
都市計画の推進に関する方針	⑤都市計画の推進に関する方針 ○ 住民は、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、自分たちの住む都市の将来について関心を寄せ、まちづくりに積極的に参加することが望まれます。 ○ 市町は、住民に最も身近な自治体として、地域の実情を踏まえ、県の定める都市計画との整合を図りながら、住民と協働して特色あるまちづくりに取り組む必要があります。 ○ 県は、広域的かつ根幹的な視点から都市計画の方向性を示し、本県の目指す都市づくりを推進します。 ○ 県及び市町は、都市計画に関する住民参加手続きの充実を図るとともに、官民協働の都市づくりを推進するため、NPOの育成やまちづくり協議会の設置、ボランティア活動や住民レベルでの取組の支援など、住民が参加しやすい仕組みづくりを推進します。

附図 北諸県圏域構造図

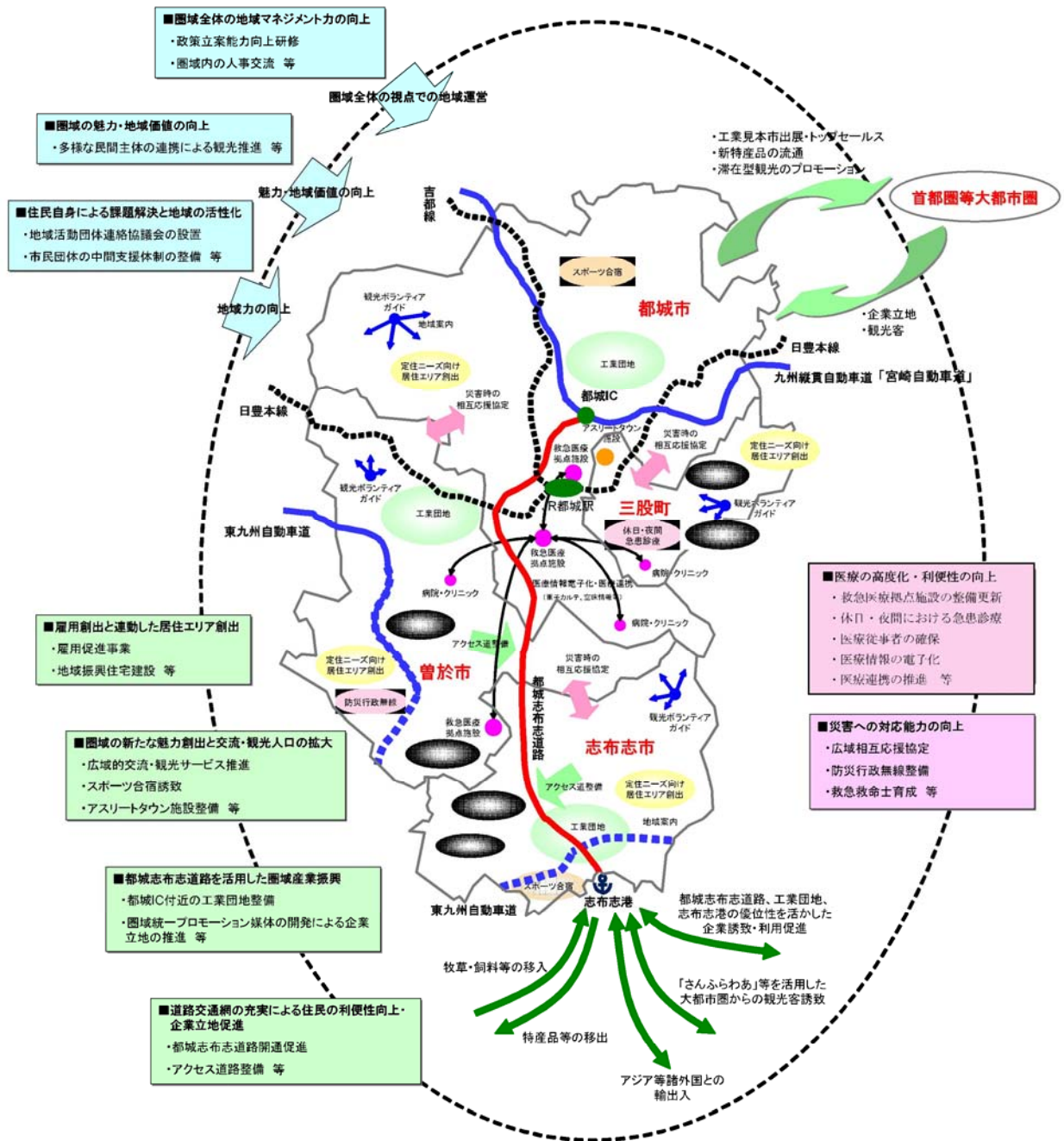


2. 関連計画

（１）都城広域定住自立圏共生ビジョン第２次（平成２７年３月）

都城広域定 住自立圏の 将来像	【将来像】 歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域のかつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指す。 【将来像実現のための施策の実施】 事業実施 毎年度の事業の見直し 【事業実施により形成される圏域のイメージ】 そこでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。 また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政と NPO や民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開されていく。
--------------------------------	---

【図表 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】



（２）三股町 まち・ひと・しごと創生 総合戦略（平成 27 年 10 月）

三股町の基本目標及び数値目標	〈基本目標①〉しごとを元気にし、若者が安心してはたらける「みまた」をつくる ○地場産品の高付加価値化（ブランド化）、六次産業化による販売力の強化に取り組む、若者にとっても魅力のある第一次産業の実現を目指す。 ○蓼池地区工業団地を整備することにより、地元企業の再配置及び優良企業を誘致し、若者の雇用の場を創出する。 ○若者や女性の雇用創出に向けた就労支援の充実を図るとともに、ワークライフバランスの実現の取り組みを行う。 ■数値目標 ・企業立地による新規雇用者数 20 人 ・社会的自立期（概ね 15～29 歳）までの社会純減を 300 人減に抑制。 （H17 年（2005 年）～H22 年（2010 年）370 人減） 〈基本目標②〉行きたい、住みたい「みまた」をつくる ○本町の特色ある文化・芸術活動やスポーツ振興などの各種イベント開催を通して町内外の交流人口の拡大による「にぎわい」の創出を図る。 ○移住・定住に係る不安の軽減につながる相談窓口や情報提供機能を強化し、受入体制の整備を進める。 ■数値目標 ・本町に「ずっと住み続けたい」70%（H26 年（2014 年）町民アンケート調査 62.0%） ・社会純増（転入超過）毎年 40 人を維持。（特殊要因を除く過去 10 年の平均 37 人） 〈基本目標③〉縁結び・結婚・出産・子育てしやすい「みまた」をつくる ○未婚者が抱く結婚に対する不安を緩和し、結婚したい人たちの夢をかなえる。 ○結婚後の若年夫婦等に対する経済的負担軽減のための施策の充実を図る。 ○子育て関連情報の提供推進、子育て世帯の交流促進、子育て世帯への経済的支援の取り組みを推進する。 ■数値目標 ・子育て支援 満足度 3.00（H26 年（2014 年）町民アンケート調査 2.69 最高評価点 4.00） ・合計特殊出生率 1.84（H52 年（2040 年）までに 2.07）
-----------------------	--

三股町の基本目標及び数値目標	〈基本目標④〉地域と地域、人と人をつなぐまち「みまた」をつくる ○都市圏などで開催される物産品フェアなどに積極的に参加し、三股の観光・物産・まつり・文化などの魅力を発信し、強力な「みまた応援団」をつくる取り組みを推進する。 ○地域おこし協力隊や大学機関と地域とが連携し、隊員や学生などの外の目による新たな地域の魅力を発見し、地元の小学校を核とした魅力化を促進し、他地域からの新たな人の流れをつくる。 ○中央地区を中心とした中心市街地活性化を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進する。 ■数値目標 ・物産品の販売拡大 年間商品販売額 120 億円（H19 年（2007 年）118 億円） ・過疎地域（長田・梶山）の交流人口の増 交流人口 200 人 ・中央地区人口減少率の抑制 0.3%（特殊要因を除く人口減少率平均 0.5%）
-----------------------	---

（３）三股町公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月）

現状と課題に関する基本認識	基本認識 ・人口減少と少子高齢化に伴う税収減や、扶助費などの義務的経費の増大が見込まれるなか、町民ニーズの変化や適正な施設規模を充分見極める必要があります。 ・地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、各地域に必要な機能の見直しを行い、施設の規模縮小を基本としながら総量縮減を図る必要があります。 ・未利用施設、小中学校に空き教室が生じた場合、これら施設の転用利用を積極的に行い、余剰となった施設の廃止及び除却を進める必要があります。 ・各施設の更新時には、ほかの施設との複合化や多機能化を進める必要があります。 ・大規模改修の機会には、減築などの併用による規模縮小を検討する必要があります。 ・町全体の公共施設等の最適化を実効性のあるものとするため、各施設の更新や統廃合などの実行計画を立案するとともに、全庁的な取り組み体制を構築し、計画的な維持更新を進めていく必要があります。
公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	本計画の目的を「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」とし、そのための基本的な取り組みとして「保有量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、公共施設（建物）と公共施設（インフラ）に分けて個別具体的な取り組みを進めます。 <pre> graph TD A[公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現 行政負担の軽減・平準化] B1[取組 1 保有量の適正化] B2[取組 2 長寿命化の推進] B3[取組 3 効率的な管理・有効活用] C[従来（従来の）施設管理] B1 --> A B2 --> A B3 --> A C --> B1 C --> B2 C --> B3 </pre> 取組 1 保有量の適正化 ■新規の整備は行わない ■統廃合を実施する ■改修・更新の優先順位を設定 取組 2 長寿命化の推進 ■点検・診断の実施 ■予防保全の取組 ■安全確保・耐震化 取組 3 効率的な管理・有効活用 ■民間活力の活用 ■資産活用による財源確保 ■広域的連携 ■総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

3. 生活利便施設等の立地状況

3.1 医療施設の立地状況

- ・ JR三股駅や三股町役場が位置する町の中心地域、都城市との隣接地域（西部）において集積がみられ、用途地域内では概ねカバーされている状況になっている。

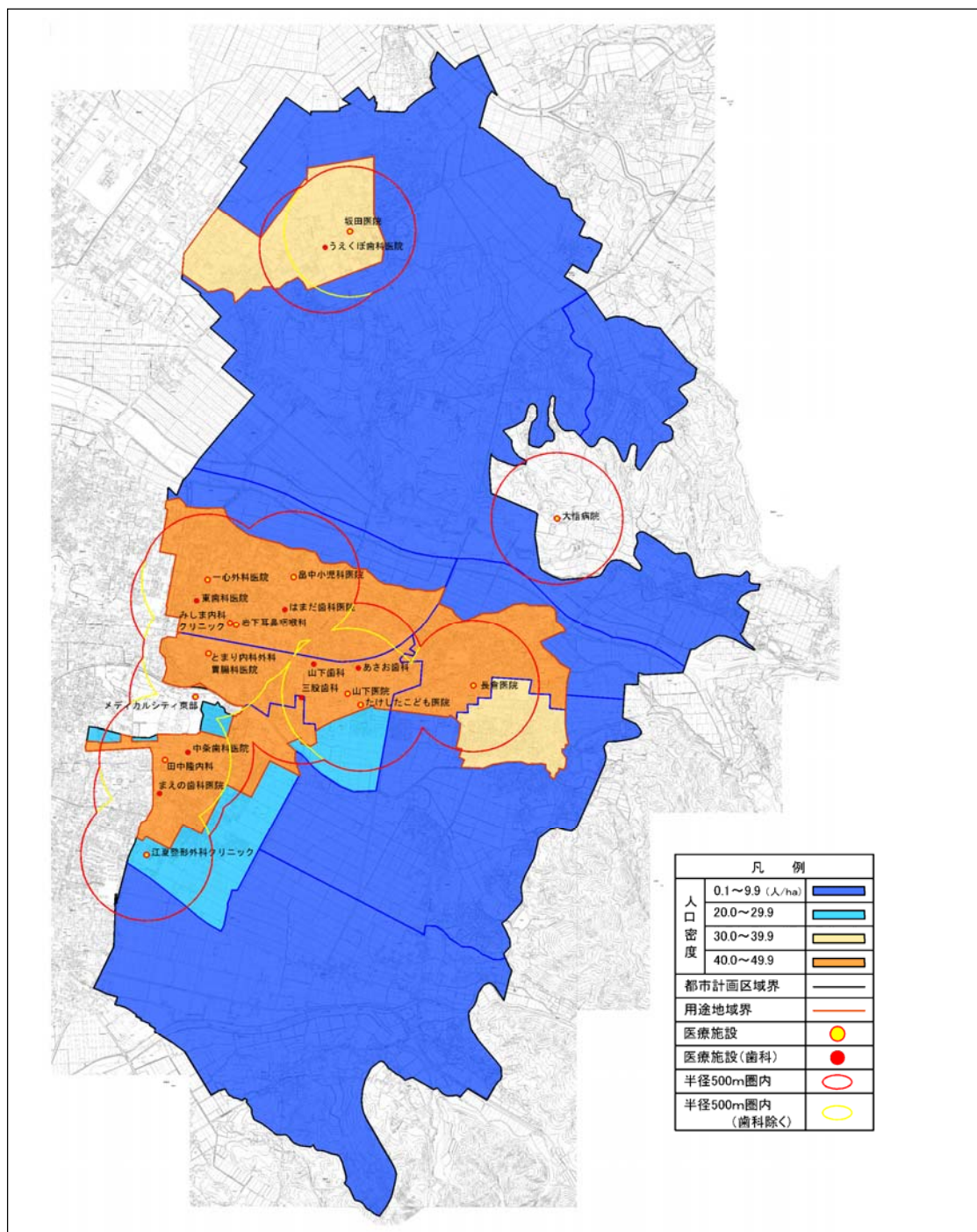


図 医療施設の立地状況

3.2 児童福祉施設の立地状況

- ・用途地域内を中心に、概ねバランスよく立地している状況にある。

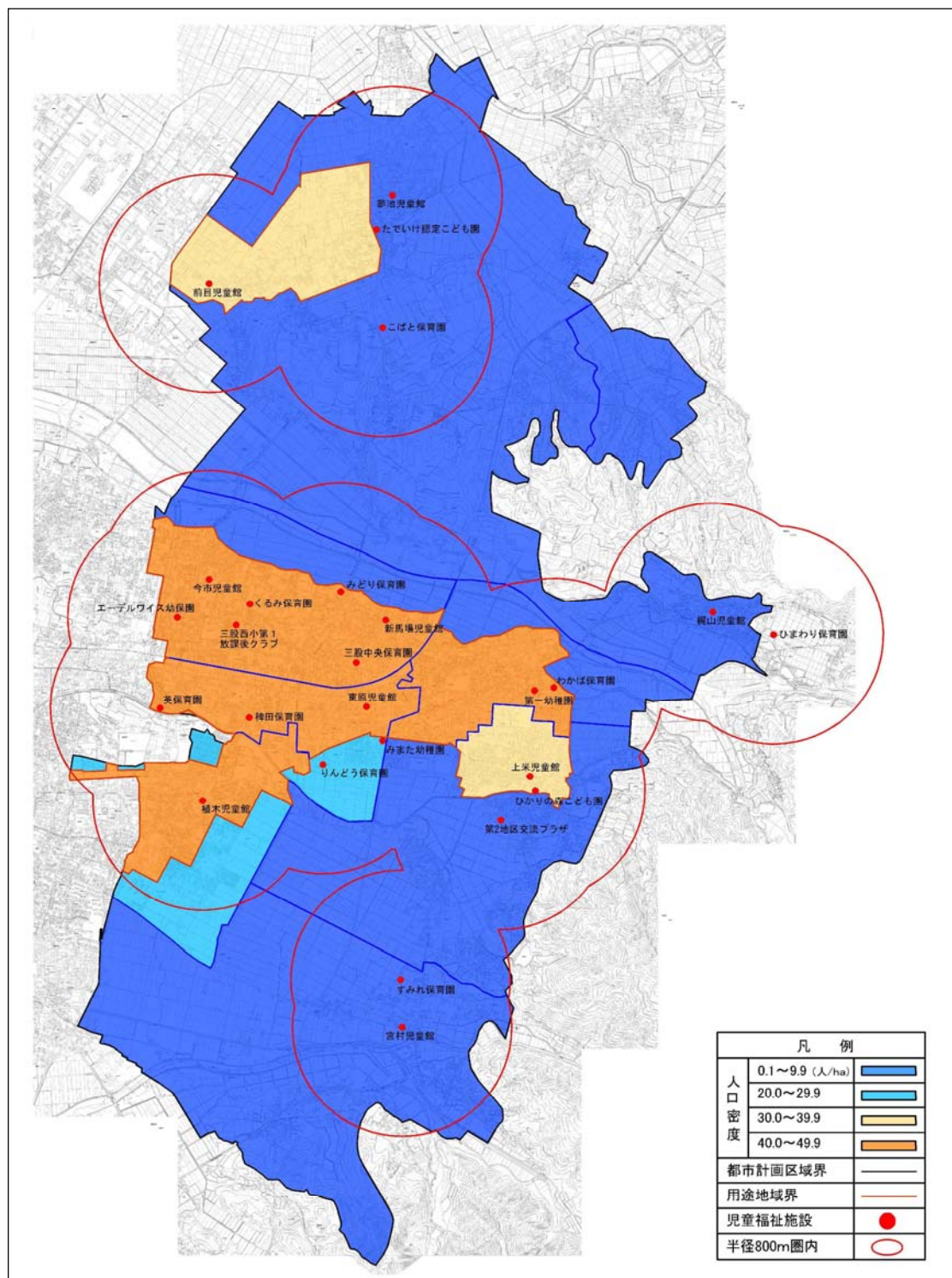


図 児童福祉施設の立地状況

3.3 高齢者福祉施設の立地状況

- ・医療施設・児童福祉施設と比べ、最も施設の立地が充実している状況にある。

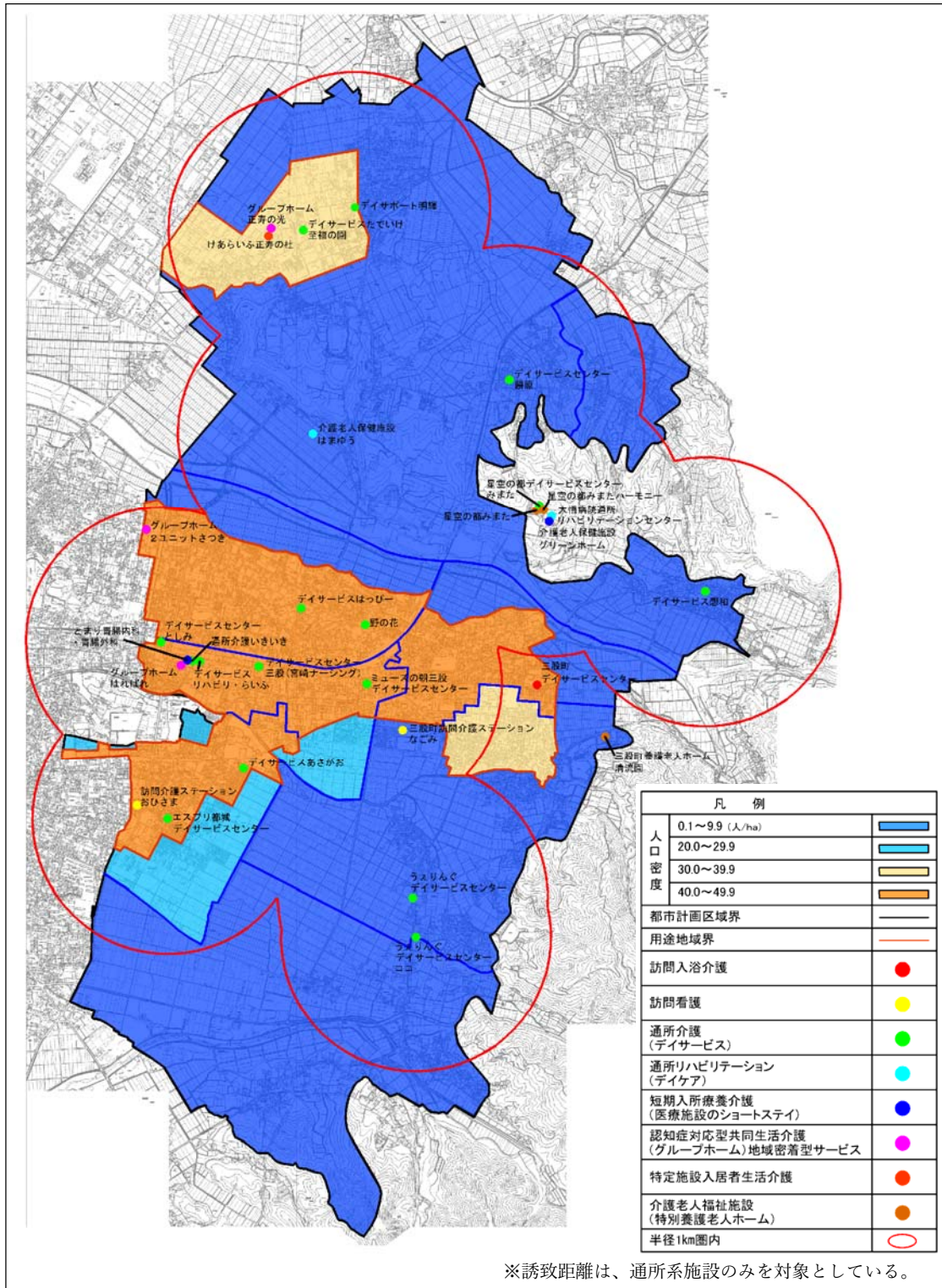
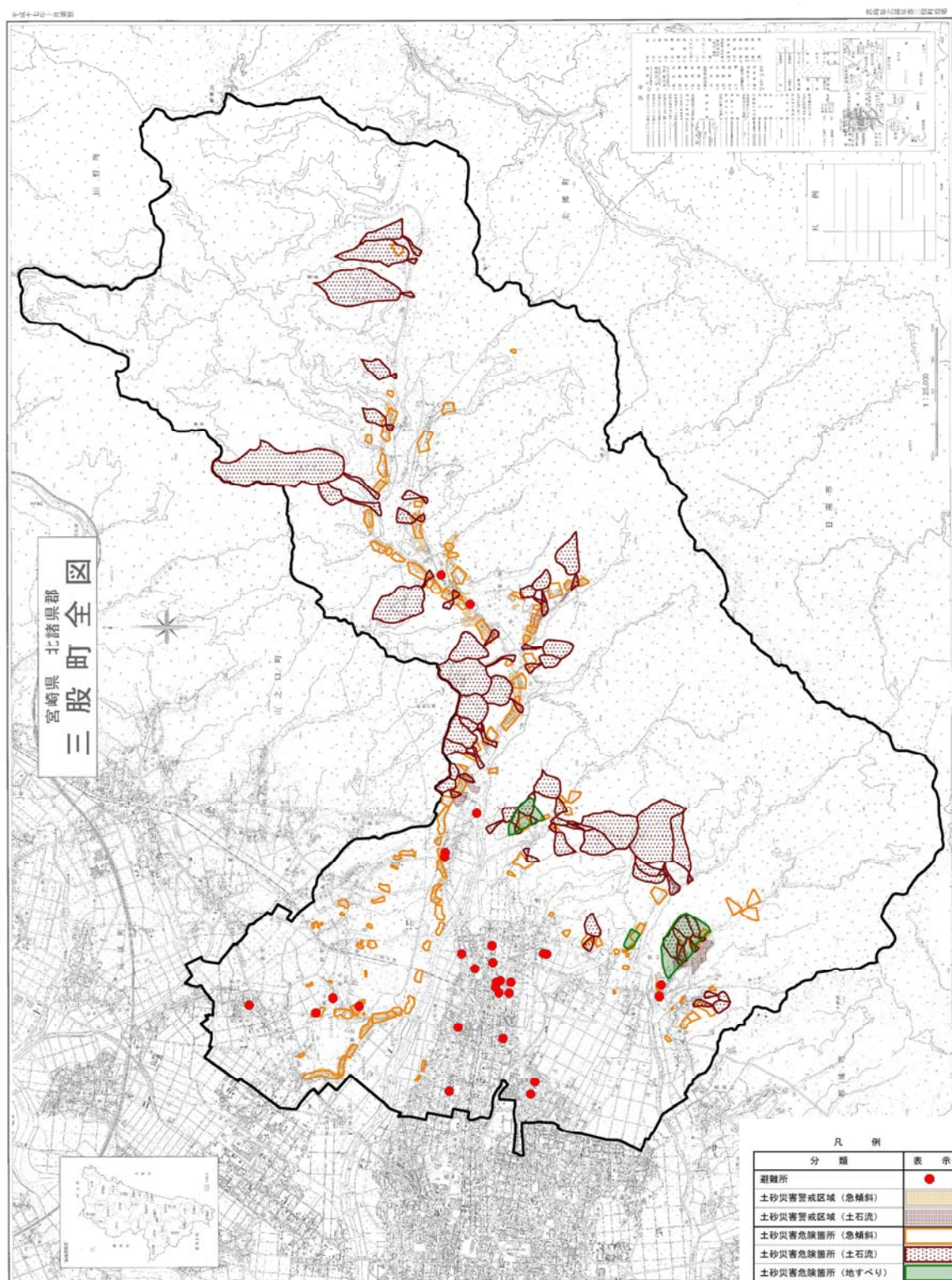


図 高齢者福祉施設の立地状況

4. その他の資料

4.1 三股町防災マップ

・町南部および東部に、災害危険箇所（急傾斜危険箇所、土石流危険箇所）がみられる。



5. 三股町都市計画マスタープラン用語集

[都市計画区域(p1)]

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるエリアを指定した区域です。都市計画区域に指定されると、健全かつ合理的な土地利用の実現を図るために、開発行為や建築行為に対して一定のルールが課せられることになります。また、道路や公園、下水道などの都市施設を計画的に整備するための制度の活用が可能になります。

三股町は都城市と一体となった都市・生活圏として、都城市と本町のそれぞれの一部を含めた都市計画区域（都城広域都市計画区域）が指定されています。

[パブリックコメント(p3)]

公的な機関が、規制の設定などにあたって案を広く公に公表し、得られた意見や情報などを考慮した上で意志決定を行う手続きのことです。日本では、意見公募の手続き自体を指す言葉としても用いられています。

[都市計画審議会(p3)]

都市計画審議会とは、都市計画法に基づき、まちづくりに関する審議等を行うために構成される法定審議会です。

[用途地域(p6)]

都市計画区域内における土地利用の規制・誘導を図るための制度です。用途地域の指定によって、住居系・商業系・工業系など、それぞれの土地利用の計画に応じて建てられる建物の種類が決められます。

[認定農業者(p19)]

農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想（市町村が策定）に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の目標を目指して、農家自身が農業経営改善計画を作成・提出し、市町村から認定を受けた農業者をいいます。

[土地区画整理事業(p32)]

土地区画整理法に基づいて、道路や公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的とした事業です。

三股町では、五本松・稗田・新馬場・花見原で施行しています。

[緊急輸送道路(p36)]

地震等の災害発生後に緊急輸送を円滑に行うために設定された防災上重要な道路です。



[コミュニティバス(p38)]

交通空白地域・不便地域の解消を図るため、市町村等が主体的に計画・運行するバスを指します。

[都市計画道路(p39)]

都市計画法に基づいてあらかじめ位置や幅員などが決められた道路で、都市の骨格となる機能などを果たす道路のことです。

[公共下水道(p44)]

主として市街地における下水を排除することや処理することを目的として地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するか流域下水道に接続するものであり、なおかつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

[農業集落排水(p44)]

農村集落における生活環境の向上や農業用水の水質保全などを目的として、各家庭から出た汚水を処理する施設をいいます。

[ライフサイクルコスト(p74)]

建設費用だけではなく、建設後の補修・改修といった維持管理費用などまでを含んだ、施設寿命期間中に必要な総費用のことを指します。

[ストックマネジメント(p74)]

施設の機能を保全するための対策等を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことを指します。

[ユニバーサルデザイン(p75)]

年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、全ての人が利用可能であるように計画・設計することをいいます。

[インバウンド(p78)]

海外から日本へ来る観光客を指しています。

[リノベーション(p83)]

性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすることを指しています。

[シーニックバイウェイ(p88)]

シーニックは景色、バイウェイは寄り道・脇道の意味の景観施策のことを指しています。

[4 R (p89)]

限りある資源を有効に繰り返し使う社会を目指して宮崎県が推進している運動。リフューズ[Refuse ごみになるものは買わない・断る]、リデュース[Reduce ごみの減量]、リユース[Reuse 再利用]、リサイクル[Recycle 資源として再生利用]の頭文字をとった言葉です。

[フードバンク (p96)]

安全で食べられる状態ではあるが、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない余剰食品の提供を受け、食料に困っている施設等に提供する活動です。

三都整発第 1 7 1 号
平成 3 0 年 2 月 1 9 日

三股町都市計画審議会
会長 福重 守 殿

三股町長 木佐貫 辰生

三股町都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、別添のとおり案を策定したので、三股町都市計画審議会条例第 2 条の規程に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成30年2月19日

三股町長 木佐貫 辰生 殿

三股町都市計画審議会
会 長 福 重 守

三股町都市計画マスタープランについて（答申）

平成30年2月19日付け三都整発第171号で諮問のあった三股町都市計画マスタープラン案について、慎重に審議した結果、以下のとおり意見を付して、原案を了承します。

1. 当マスタープランは、今後のまちづくりの基本的な方針を定めたものであることから、各事業の実施に当たっては、都市整備の方針との整合性に十分配慮し、各分野が連携した総合的なまちづくりを進めること。
2. 都市施設などハード整備にあたっては、さまざまな分野のソフト施策と連携し、投資効果を最大限に発揮するよう努めること。
3. 『自立と協働で創る元気なまち三股』の実現に向けて、住民と行政が目標を共有し、住民参加型のまちづくりに努めること。
4. 社会情勢の変化に対応し、必要に応じ積極的に見直しを行うこと。